

事後審査型入札公告共通事項書

平成 25 年 8 月 1 日 25 南管財第 451 号
平成 27 年 5 月 12 日 27 南管財第 184 号
平成 28 年 3 月 31 日 27 南管財第 1003 号
平成 29 年 3 月 31 日 28 南管財第 479 号
最終改正 令和元年 10 月 1 日 31 南管財第 196 号

1 本書で定める事項は、南島原市建設工事一般競争入札実施要綱（平成 25 年南島原市告示第 101 号。以下「実施要綱」という。）第 2 条第 7 項に規定する事後審査型入札について適用する。

2 入札参加資格

(1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア a 紙による入札書により行う入札（以下「紙入札」という。）については、実施要綱第 6 条第 6 項に規定する競争参加資格確認届出書（以下「届出書」という。）を適切に提出した者であること。
- b 南島原市電子入札実施要綱（平成 29 年南島原市告示第 33 号。以下「電子入札要綱」という。）に基づく入札（以下「電子入札」という。）については、届出書の提出を要しない。ただし、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を対象とした工事の電子入札にあつては、電子入札要綱第 5 条に規定する書面等を適切に提出した者であること。
- c b の規定にかかわらず、入札公告において定める者については、届出書を適切に提出した者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者にあつては、契約締結のために必要な同意を得ている者。

ウ 発注工種について、届出書の提出期限の日（電子入札にあつては、公告の日）から落札決定の日までの間において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の有効期間が満了する者でないこと。

エ 届出書の提出期限の日（電子入札にあつては、公告の日）から落札決定の日までの間において市長から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

オ 届出書の提出期限の日（電子入札にあつては、公告の日）以前 6 か月から落札決定の日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

カ 落札決定の日までの間において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）でないこと。

キ 入札公告の日から落札決定の日までの間において入札に参加する者の間に、南島原市発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加規制について（平成 25 年 8 月 1 日 25 南管財第 473 号）に規定された系列会社の基準に該当している者がいないこと。

ク 届出書の提出期限の日（電子入札にあつては、公告の日）から落札決定の日までの期間において、南島原市が平成 26 年 4 月 1 日以降に入札公告又は入札執行通知した工事における工事成績評定点が 65 点未満の通知を受けた者が以下の期間（65 点未満の工事成績評定を受けた工事で、南島原市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成 18 年南島原市告示第 13 号）第 2 条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、指名停止期間を減じた期間）に該当していないこと。

- a 工事成績 60 点以上 65 点未満の通知を受けた者は、工事成績通知日（以下「通知日」という。）の

翌日から1か月間の全部又は一部。

b 工事成績60点未満の通知を受けた者は、通知日の翌日から3か月間の全部又は一部。

債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度末既済部分及び完成検査についての工事成績も同様の取扱いとする。

ケ 届出書の提出期限の日（電子入札にあっては、公告の日）から落札決定の日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制に関する取扱要領（平成26年3月14日25南管財第1060号）に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。

(2) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を対象とした工事である場合は、前項で定める要件を満たす者を構成員とし、かつ次に掲げる要件をすべて満たす共同企業体であること。

ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合又は経常建設共同企業体（中小若しくは中堅の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成された共同企業体をいう。）でないこと。

イ 各構成員が、同一公告における他の共同企業体の構成員でないこと。

ウ 自主的に結成された共同企業体であること。

エ 経営の形態は、共同施工方式であること。

オ 代表構成員は、その他の構成員の出資比率を上回る者であること。

カ 次に定める期間存続できる共同企業体であること。

a 請負契約の相手方となった場合は、本工事の請負契約の履行後3か月以上

b 請負契約の相手方とならなかった場合は、請負契約締結の日まで

(3) 電子入札に参加できる者は、2(1)及び(2)を満たし、かつ、電子入札要綱第4条に規定する利用者登録を適正に行った者であること。また、共同企業体として入札に参加できる者は、2(1)及び(2)を満たし、かつ、電子入札要綱第5条に規定するとおり、代表構成員の利用者登録を適正に行った者であること。

3 入札参加資格の確認に必要な提出書類

(1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は届出書等として、また、9に定める落札候補者となった者は実施要綱第15条第1項に規定する事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書（様式第8号（その1）、共同企業体を対象とした工事の場合は（その2））等として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア a 紙入札対象工事の場合

届出書（実施要綱様式第5号（その1）、共同企業体を対象とした工事の場合は（その2））

b 電子入札対象工事の場合で、共同企業体を対象としたとき

届出書（実施要綱様式第5号（その2））

c 電子入札対象工事の場合で、2(1)アcの入札公告において定める者

届出書（実施要綱様式第5号（その1））

イ 建設工事共同企業体協定書の写し（南島原市特定建設工事共同企業体取扱要領 様式1）

ウ 公告記載の工事の業種に対応する許可通知書の写し又は許可証明書の写し（届出時において有効なもの。共同企業体の場合は構成員ごとに必要。）

エ 公告に定める期間を審査基準日とした総合評定値通知書の写し。（共同企業体の場合は構成員ごとに必要）

オ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書（実施要綱様式第8号（その1）、共同企業体を対象とした工事の場合は（その2））

カ 同種工事の施工実績表（要綱様式第3号）及びその添付書類

※ 同種工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登載されている場合は、添付書類に代えて工事实績情報サービスデータの写しを添付すること。

キ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（実施要綱様式第4号）及びその添付書類

ク 「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」記載の工事経験を証するための次に掲げる書類

- a 工事経験に係る工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写し
 - b 当該技術者が監理技術者又は主任技術者として工事経験に係る工事に従事していたことを証する書類
- ※ 工事経験に係る工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス (CORINS)」に登載されている場合は、工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写しに代えて工事实績情報システムデータの写しを添付すること。
- ケ 適用規格の認証を取得していることを示す次に掲げるすべての書類
- a 認証取得の登録証の写し
 - b 当該工事を担当する組織が、認証取得対象となっている組織に含まれていることを示す書類
 - c 認証している事業活動が、当該工事の内容に一致していることを示す書類
- ※ b、cについては、aによってその内容が確認できる場合は不要とする。
- コ 共同企業体の経営規模等総括表（南島原市特定建設工事共同企業体取扱要領 様式2）
- サ 上記アからコのほか、公告において定める書類

(2) 書類の作成及び提出について

紙入札対象工事

- ア 提出部数は2部（原本1部、写し1部）とし、うち1部（写し）は受付後返却する。
- イ 紙入札対象工事及び電子入札対象工事共通事項書
- a 提出書類様式は、公告に示す期間及び場所において交付するものとし、郵送による交付は、行わない。
 - b 提出書類等は、公告に示す期間及び場所に持参するものとし、郵送等によるものは、受け付けない。
 - c 届出書（電子入札対象工事の場合は、2（1）アbただし書又はcの規定により提出された届出書）を公告に示す期限までに適切に提出しない者は、入札に参加することができない。
 - d 提出書類等の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
 - e 市は、提出書類等を公表し、又は無断で他の用途に使用しない。
 - f 提出書類等は、受付後返却されたものを除き、返却しない。

4 入札説明書の交付

入札説明書として、設計図書等の入札に関し必要な図書を、公告に示すとおり交付する。
なお、入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。また、公告に定める期間以降の質問や意見は受け付けない。

5 現場説明会

原則、行わない。

6 最低制限価格

設定する。

7 入札方法等

(1) 紙入札対象工事の場合

- ア 入札の日時又は場所は、公告に示すとおりとし、郵送等による入札は、認めない。
- イ 代理人が入札するときは、委任状を提出するとともに、入札書には代理人が記名押印すること。
- ウ 入札書及び入札用封筒は、南島原市建設工事執行規則（平成18年南島原市規則第45号。以下「建設工事執行規則」という。）に定める様式によること。
- エ 入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）により入札執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがあるので、事前に確認すること。

(2) 電子入札対象工事の場合

- ア 入札期間及び開札日時は、公告に示すとおりとし、入札書及び工事費内訳書は、電子入札システム

により提出するものとする。

イ 電子入札要綱第 10 条第 1 項及び第 2 項により紙入札での参加が認められた者は、同条第 3 項のとおり、入札期間中に入札書及び工事費内訳書を、工事番号、工事名及び開札日並びに入札者の商号又は名称及び代表者（代理人の場合は代理人）の氏名を表記した封筒に封印し、入札担当課へ持参して提出するものとする。なお、代理人の場合は、委任状を提出すること。

ウ 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。また、紙入札による入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。ただし、市長が入札事務の公正、かつ、適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(3) 紙入札対象工事及び電子入札対象工事共通事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者、免税事業者であるかに関わらず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること

(4) 入札回数は 1 回とする。

8 工事費内訳書の提出

工事費内訳書取扱要領（平成 25 年 10 月 7 日 25 南管財第 645 号）による。なお、電子入札対象工事の場合は、電子入札システムにより、入札書に添付ファイルとして添付し提出するものとする。ただし、紙入札での参加が認められた者は、7（2）イによる。

9 落札候補者の決定方法

開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。

なお、最低価格者が複数の場合は、入札会場において、くじにより落札候補者を決定する。また、最低価格から 2 番目、3 番目に同額入札者が複数あったときにおいても、入札会場においてくじによりその順位を決定する。ただし、電子入札にあっては、電子入札システムによる電子くじにより決定する。

10 落札者の決定及び通知

(1) 落札候補者が提出した書類を審査し、資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。

(2) 落札候補者が提出期限までに競争参加資格審査申請書等を提出しないとき、又は、審査の結果、落札候補者が資格要件を満たさないことを確認した場合は、その者のした入札を無効としその者に通知する。この場合の落札候補者は、落札候補者の次に低い価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。この場合においては、(1) の取扱いを準用する。

(3) 次順位者の取扱いは、落札候補者が落札者とならなかった場合、順次準用する。

11 入札結果の公表

入札結果は、落札者決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の翌日から起算して 1 年間が経過する日まで入札担当課において閲覧に供する。

12 契約書の作成

契約書は、南島原市が別に定めるものによるものとする。ただし、予定価格が 1 億 5 千万円以上の工事にあっては、落札決定後仮契約を締結し、市議会の議決後、市がその旨を通知した時に本契約となる。

13 請負代金の支払条件

(1) 前金払は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。）の 10 分の 4 以内の額とする。

(2) 請負代金額 1 千 5 百万円以上の工事においては、契約締結時に工期途中における請負代金額の一部支払いについて、次のア又はイのいずれかを選択すること。

ア 中間前金払を選択した場合は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度出来高予定額。）の10分の2以内の額。ただし、中間前金払を含めた前金払の合計額が10分の6以内の額とする。

イ 部分払を選択した場合の回数は、次の区分による。（会計年度ごとに出来高予定額がある場合は、各会計年度における回数とする。）

請 負 代 金 額	回 数
1500万円未満	行わない
1500万円以上 5000万円未満	1 回
5000万円以上	2 回

14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定又は市長の定めた入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (5) 入札者が連合して入札したとき。
- (6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札書に記名押印（電子入札にあつては、入札金額、入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書）がないとき（署名のみのときを含む。）、その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (9) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められる場合。
- (11) 入札に参加した者の間に一定の系列会社関係（資本的関係又は人的関係をいう。）があると認められる場合。
- (12) 入札説明書の交付を入札公告に示す期間内及び方法により受けていない場合及び交付を受けた入札説明書を当該入札公告の他の入札者に提供、貸借又は閲覧に供した場合。
- (13) 紙入札の場合で、競争参加資格確認届出書を適切に提出していない場合。
- (14) 競争参加資格を有する者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日までの間において入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (15) 電子入札対象工事の場合において、電子入札要綱第16条各号のいずれかに該当するとき。

15 虚偽記載があった場合の措置

3に定める入札参加資格等の確認に必要な提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、南島原市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成18年3月31日南島原市告示第13号）に基づき指名停止となる場合がある。

16 落札者とされなかった者に対する理由の説明

落札者とされなかった者は、入札結果の公表を行った日の翌日から起算して7日以内（南島原市の休日 を定める条例（平成18年南島原市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。）に、市長に対して説明を求めることができる。

17 契約の不締結等

- (1) 落札者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、契約締結の日の前日までの間において、入札公告に係る入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合、又は、落札者決定の根拠となった事項について同等以上と認められなくなった場合は、契約を締結しない。
- (2) 契約に関し議会の議決を要する案件において、落札者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、仮契約締結の日の前日までの間において、入札公告に係る入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合、又は、落札者決定の根拠となった事項について同等

以上と認められなくなった場合は、仮契約を締結しない。

- (3) 契約に関し議会の議決を要する案件において、落札者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、仮契約締結の日から南島原市議会の議決の日の前日までの間において、入札公告に係る入札参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合、又は、落札者決定の根拠となった事項について同等以上と認められなくなった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しない。
- (4) (1) から (3) のいずれの場合においても、落札者に損害が生じても、南島原市は一切の損害賠償の責めを負わない。

18 その他

- (1) 落札候補者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、落札決定の日までの間において 14 のいずれかに該当し当該者の入札が無効となった場合、次順位者を落札候補者とする。
- (2) 契約に関し議会の議決を要する案件において、落札者（共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員）が、南島原市議会の議決の日までの間において 14 のいずれかに該当し当該者の入札が無効となった場合、次順位者を落札候補者とする。
- (3) 落札者は、下請人と契約したときは、直ちに市長に対して、建設工事執行規則第 2 1 条に定める下請企業使用報告書を提出しなければならない。
- (4) 落札者は、「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」に記載した配置予定の技術者を工事現場に配置しなければならない。ただし、やむを得ない理由により市長の承認を受けた場合は変更することができる。
- (5) 公告及び本書に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、契約規則及び建設工事執行規則の定めるところによる。